

# 新規登録弁護士募集票

【ご記入いただくにあたって】

注1「他の有資格者」には、事務所所属の公認会計士、税理士、弁理士、司法書士等の士業の方を記載してください。

1	事務所名	横浜シティ法律事務所		
	事務所所在地	横浜市西区南幸2-19-4南幸折目ビル6階		
	事務所URL(ブログ可)	<a href="https://yokohama-lawyer.com">https://yokohama-lawyer.com</a>		
	連絡先	TEL 045-594-7500 FAX 045-345-7533		
	E-mail	<a href="mailto:yamamoto@yokohama-lawyer.com">yamamoto@yokohama-lawyer.com</a>		
	責任者/担当者名	山本 新一郎		
2	事務所の構成	総数 ( 5 )名(職員を含む) うち弁護士(日本資格) 男性( 2 )名 女性( )名		
	パートナー・経営者	男性( 1 )名 女性( )名 ( 69 )期～( 69 )期		
	アソシエイト・勤務弁護士	男性( 1 )名 女性( )名 ( 74 )期～( 74 )期		
	他の有資格者(注1)	資格の名称( )計( )名		
3	主な取扱事件(複数選択可)			
	<input checked="" type="checkbox"/> 不動産(含 借地借家)	<input checked="" type="checkbox"/> 債権回収	<input type="checkbox"/> 医療過誤	<input type="checkbox"/> 涉外・外国人
	<input type="checkbox"/> 消費者	<input type="checkbox"/> 労働問題	<input type="checkbox"/> 行政	<input checked="" type="checkbox"/> 家事事件
	<input checked="" type="checkbox"/> 倒産	<input type="checkbox"/> 商事	<input type="checkbox"/> 知財事件	<input checked="" type="checkbox"/> 刑事・少年事件
	その他取り扱い事件に特色があれば、ご記入ください。 個人の方からのご依頼が多いですが、顧問企業の案件や、裁判所から選任される破産管財業務もあります。 また、通常の刑事事件だけでなく、被害者参加制度(被害者支援)を取り扱っていることが特徴です。 現在の業務分野は、男女問題(離婚・不貞等)約3割、債務整理・破産管財約3割、刑事事件約1割、交通事故1割、その他(相続、不動産、債権回収、損害賠償、企業法務等)約2割ですが、これらに限らず、やりたい分野を積極的にやっていただけの環境です。			
4	採用予定人数	( 1 )名	採用対象修習期	(77～79)期
5	掲載終了日	年 月 日 ※記載がない場合は申請月から3ヵ月後の月末に削除		
6	勤務形態	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務弁護士 <input type="checkbox"/> 独立採算制 <input type="checkbox"/> その他( )		
7	条件(勤務弁護士の場合)			
	勤務日	平日(土日祝日の勤務をお願いすることはありません)		
	平日事務所内勤務時間	9時15分～18時15分(休憩1時間)		
	休暇	土日祝日、夏季休暇(5日)、年末年始休暇(5～7日)、慶弔休暇、産休、育休		
	給与	年550万円+歩合(2年目以降の想定年収は600～1200万円前後)		
	その他(弁護士会費の事務所負担等)	弁護士賠償保険、交通費、初年度弁護士会費は事務所負担		
8	個人受任			
	受任	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 許可制 <input type="checkbox"/> 相談制 <input type="checkbox"/> 不可		
	受任時	設備使用	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> その他	
		経費分担	<input type="checkbox"/> 分担無 <input checked="" type="checkbox"/> 分担有(3割) <input type="checkbox"/> その他	
9	事務所のアピール・特色・将来像・求める人材等			
	横浜シティ法律事務所は、開業8年目、弁護士は30代の比較的若い事務所です。 勤務弁護士が頼もしく成長し、地元で独立開業したため、新たに一緒に働いていただける弁護士を募集いたします。 弁護士と事務員が全員同じ部屋で執務を行っており、コミュニケーションが取りやすく、冗談の飛び交う明るい職場です。誕生日会、忘年会等のイベントもあります。 横浜シティ法律事務所は、神奈川県弁護士会のチューター(若手弁護士の育成支援)を3期務めました。新人の方でも、これから弁護士として活躍できるスキルを身につけられるよう、丁寧に仕事を教えていきます。 採用にあたっては、コミュニケーション能力とやる気を重視します。学歴や司法試験の成績、受験回数は重視しません。ご応募の際は、メールにて、履歴書・職務経歴書、自己PR・志望動機、司法試験の成績書をお送りください。 ※事務所内禁煙、ビル1階に喫煙所あり(勤務時間内喫煙可)			

【個人情報取扱について】

ご提供いただきました情報は、ホームページ上への掲載等、司法修習生等の就職活動に資することを目的として利用致します。

書式作成日:2013年3月改訂

書式番号:業1-317